

## 令和7年度 第7回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

令和8年1月16日（金） 午後1時30分から午後3時55分まで

### 2 場 所

Web会議形式

### 3 出席者

委 員：齋藤委員長、伏見委員、大瀧委員、飯泉委員、松田委員、洞田委員、  
八田委員、倉田委員、笹川委員、水田委員、安立委員、永村委員、  
本間委員（13名）

事務局：環境生活部 庄山次長、渡邊環境対策監  
環境政策課 三田副課長、眞田班長、伊藤主査、中村副主査、  
二上副主査

傍聴人：10名

### 4 議 題

- (1) (仮称)九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書について  
(答申案審議)
- (2) (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について (審議)
- (3) その他

### 5 結果概要

- (1) (仮称)九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書について  
(答申案審議)  
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について (審議)  
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他  
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1-1 (仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1-2 (仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 1-3 (仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見(論点整理)【新旧対照表】
- 資料 1-4 (仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見(答申案)
- 参考 1-1 市町長意見の提出状況  
(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書)
- 参考 1-2 (仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解
- 資料 2-1 (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2-2 (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書  
委員から寄せられた質疑・意見に対する都市計画決定権者の見解
- 資料 2-3 住民等意見に対する都市計画決定権者の見解  
(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書)
- 資料 2-4 市長意見の提出状況  
(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書)
- 資料 2-5 答申案審議に向けた論点整理  
(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書)

## 別紙 審議等の詳細

### 議題（１）（仮称）九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書について （答申案審議）

○事務局より資料１－１から１－４について説明。

（委員）

資料１－２のNo.5の事業者見解では、予測モデルISO 9613-2での計算に当たり、発生する騒音のうち、40ヘルツ以下ではA特性の補正值がマイナス側に大きな値となっていることから、それよりも低周波数側は考慮していないとされている。この点について、風車騒音は20から200ヘルツ程度の周波数帯が多く含まれるが、現在の風車騒音の特性を考えると、A特性の補正では風車騒音には十分に対応できないと考える。さらに、低周波の成分について、音響パワーレベルが小さいことを理由に考慮されていないが、風車騒音の場合、知覚に関する知見がまだ十分に得られていないため、評価項目として選定しないということにならないよう求めていかなければならない。

事業者見解では、騒音の項目選定を検討する旨が示されているためよいのだが、予測モデルISO 9613-2の計算結果をもって、非選定とするのは誤っていると思う。この点について、答申案ではしっかりと意見を述べているので、この意見のとおり事業者が項目選定してくれることを期待する。

（事務局）

今の発言の内容について、確認させていただきたい。今回、事業者が計算式とともに示していた資料１－２の一番最後のページの表2において、風力発電機が発するオクターブバンド中心周波数毎の音響パワーレベルの記載があり、63デシベル以上からしか示されていない。先ほどの委員の発言は、風車騒音は20から200デシベルが特に大きいとい

うことから、今回、求めるべき意見は、特に20から200デシベルを中心としたものとするべきだということによいか。

(委員)

予測モデルISO 9613-2は低周波成分の妥当性が担保されていないと考えている。従って、今回の洋上風力発電の音響特性のようなものを用いると、過小評価される条件が重なってしまうと考えている。そのため、予測モデルISO 9613-2の結果のみで、評価項目からの除外するのは誤りだと思う。

低周波成分が発生していることは事実であるため、違う方法で低周波の部分の評価することを考えるべきである。ヨーロッパでは以前からNORD 2000という予測モデルが頻繁に使用されており、こうした評価方法や計算方法を調べた上で、低周波成分も一緒に組み込んだ方法も実施すべきではないかと考える。

(事務局)

発電所のアセスにおいては、単純に騒音というと、低周波音を含まないと解釈されることもある。今回特に20から100ヘルツを予測評価させたいということであれば、事業者に明確に意図が伝わるよう、騒音の意見に低周波音という言葉を入れ込む必要があるのではと感じられた。ついては、委員から見て、どのような形とすべきか見解を伺いたい。

※補足：委員会では上記のとおり発言したが、「発電所アセスの手引」において、風力発電所では「低周波音」という項目はなく、また、「発電所アセス省令」では、20から100ヘルツは「騒音」に含まれるものと定義されていた。そこで、委員会終了後、委員会での事務局の発言を訂正する旨を委員に連絡し、対応を相談した結果、答申では低周波成分の重要性を踏まえ、「低周波音」という言葉を入れ込んだ答申とすることとした。

(委員)

一般的に騒音はA特性を使用して評価するが、20ヘルツが下限で、上限が2万ヘルツ

であるため、20から100ヘルツの間は、騒音と記載があれば、それに含まれると考えていた。環境影響評価の項目となると、騒音の中に低周波音は含まれず、別建てしないと意図が伝わらないということか。意見の記載については、20から200ヘルツ程度の周波数成分を含むと理解してもらえる内容であればこだわらない。

また、項目の中に超低周波音という言葉もあったと思うが、それとは別となるか。

(事務局)

そうしないと明確には意図が伝わらないと考える。

従って、「騒音（低周波音を含む。）」とする記載ではどうか。

また、発電所アセスにおいては、低周波音と超低周波音は項目として別立てされているため、別という認識で考えてもらえた方がよいと思う。

(委員)

それでは、事務局からの提案で、括弧書きで「低周波音を含む」といった記載で、20ヘルツからの周波数帯を含めるという意図が伝われば賛同する。

(事務局)

では、意見の修正内容は、答申案の評価項目名で「騒音」となっている個所を、「騒音（低周波音を含む）」や「騒音及び低周波音」とするなど、低周波音に言及する方向でどうか。

(委員)

よい。

(委員)

意見に超低周波音を含める必要性はないと考えてよいか。

(委員)

超低周波音は20ヘルツよりも低い周波数の音と定義されており、議論が分かれているところではあるが、確実に影響がないとは言えない。ただし、これまで、いろいろな調査研究で示されている風車の周波数特性の結果を見る限り、20ヘルツ以下の部分は除いても、あまり大きな影響はないと考えている。これまでの文献をより詳細に精査した結果、項目選定すべきと判断する必要があるのであれば選定しても良いかと思うが、低周波音を最初にしっかり選定しておけば、風車騒音の影響については、ほぼカバーできるのではないかと考えている。

(委員)

それでは事務局はそのように、修正願いたい。

もう1点、委員が指摘された海外の評価方法を取り入れるべきではないかというような意見に対して、騒音の意見中に「国内外の知見を収集し、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。」と記載されているが、この書きぶりでよいか。

(委員)

先ほど述べたNORD2000は、かなり前からヨーロッパで使用されている有名なモデルであるため、意図はおそらく事業者に伝わると思うが、もし事業者から質問があった場合は、事務局からそのように伝えていただきたい。

(委員)

留意事項の天然ガスに関する意見は良いと思う。南関東ガス田が事業区域の周辺の海域に広がっている可能性があるということは、正しいと思う。

銚子沖やいすみ沖の洋上風力の審査時から述べていることだが、例えば、銚子沖の場合は、直径20センチメートルのケーブルが6本陸揚げされ、新佐原の変電所に接続される。これは、九十九里沖やいすみ市沖でも同様だと思うが、風力発電事業で陸揚げされたケー

ブルが、そのまま新佐原の変電所まで接続された場合、大規模な工事を伴うこととなる。おそらく工事は景観にも影響してくると思うが、洋上風力の場合、ケーブルの陸揚げ地点以降は、環境影響評価の範囲外なのか。

(事務局)

洋上風力発電においては、今までの事例も同様であるが、環境影響評価の対象は海底ケーブルの陸揚げ地点までが対象とされてきている。今回の事業についても同様である。

その他の事例についても調べてみたが、環境影響評価においては、送電線や変電所といった部分は対象となっていない状況である。

(委員)

銚子の陸上の風力発電所の場合には対象となるが、洋上の場合には陸揚げ地点で対象とならないのか。

九十九里沖洋上風力発電事業ではガス田の区域を通過して、新佐原に接続することとなるため、送電部分についても、環境影響評価の対象としなくてよいか疑問があるため確認する。

(事務局)

陸上風力においても、送電部分や変電所などは対象としていない。

(委員)

先程の委員の疑問点については、事務局の見解のとおりと思う。一方、令和2年に経産省が風力発電所の環境影響評価の参考項目の見直しに係る検討会の内容が参考となる。その検討会では、工事の搬入経路に係る騒音の議論がなされ、近傍に居住者がいれば配慮し、居住者がいなければ配慮しなくても良いという考え方が示されたと記憶している。ただ、その内容が法令上、実施されるようになったかどうかは不確実である。

(委員)

私は事業区域周辺等の居住状況を把握していないが、委員は、陸揚げ地点および送電線が設置される場所についても影響が大きいという懸念があるのか。

(委員)

送電線が設置される場所は、千葉市内ほどではないが、人も居住しており街も形成されている。その中を送電線が突っ切って新佐原まで接続されるはずであり、工事が行われると、いずれ何らかの問題点が出てくると考えている。銚子の場合は穴を掘って接続する予定としており、環境に対する影響は発生すると思っている。

留意事項は海域に関する意見となっているが、陸域においてもガス田は広がっており、その区域で穴を掘ると考えた場合、影響はないのかということが、もともとの疑問点である。

(委員)

本日、議論している騒音と陸揚げ地点以降の対象範囲の点は、以前NEDOにおいても現地調査を実施する等、議論された内容である。

騒音については、国の検討会で、各種調査結果に基づき、20ヘルツ以下の部分は閾値に相当せず、考慮しないこととなったと思う。一方、本委員会では、最新の知見を踏まえると、やはりリスクはあるのではないかという内容で議論がされてきたと理解している。このため、事業者も今回の見解を示してきたと思う。学術研究レベルでは疑問点が残されるため、検討は続けていかなければならないと考える。

陸揚げ地点以降のアセス対象範囲については、最終的にその内容が法令上、実施されるようになったかどうかは不確実であるが、配慮はしなければならないという結論は出ていたと思う。そのため、実際に行われるアセス手続は、千葉県が全国の先陣を切っている部分があることから、どのように解釈するかは経産省の結論と環境省の考え方をすり合わせていかなければならないと考える。

(委員)

低周波音については、騒音の項目には含まれないため、今回、踏み込んで「低周波音」という文言を追記して意見とするが、陸揚げ地点以降の対象範囲についても同じ考えで、文言を追記して意見とするような対応は可能か。

(事務局)

陸揚げ地点以降の対象範囲については、銚子沖の審議の際にも議論となり、その際に、陸域を含める必要があるのではないかという観点から、経産省から情報収集をしたが、洋上風力発電所の設置の事業を対象としているため、陸域まで含めることはできないという解釈をしている。必ずしも陸域の改変について、環境影響がないという考えをしているわけではないが、アセスの事業対象として、洋上風力発電の設置の事業の範囲には含まれないということである。騒音については、今回の事業により生じる環境影響のうち、より低周波の範囲を、横出的に評価する必要があるという考え方であり、陸域を含めることは意味合いが違うと考えている。

事務局としては、洋上風力の陸域改変部分のアセスについて、今回の議論の内容は一旦受けとめて、今後の国の動向を踏まえ、必要な検討をしていきたいと考えている。今回の事業においては、陸域を含めることは難しいものと考えている。

(委員)

影響については令和2年に経産省がワーキンググループを設置し議論をしていると思う。それから5年経っているので、その結果とその後の動きも含めて、国の流れに従って検討することが必要と考える。

超低周波音や工事中の搬入に係る騒音の取扱い方法についても、経産省のワーキンググループで議論をされたと認識しているため、過去5年間をレビューした上で検討してもらえば良いと考える。

(委員)

資料1-4の2ページ「(2) 海底ケーブルの敷設計画」の意見について、追記をしてもらいたい。

銚子沖の場合は、海底ケーブル6本を陸揚げする計画となっていた。風車については岩盤が露出した箇所に建設し、海底ケーブルについては岩盤の区域ではそのまま敷設し、砂地の区域では地下20センチメートルに敷設する計画となっていたと思う。

九十九里沖の場合も、風車については岩盤が露出した箇所に建設し、海底ケーブルについては銚子沖と同様な敷設計画となると考えられる。

現在の意見では、海底ケーブルの敷設は海域生物に関連した内容となっているが、地形及び地質も詳細に調査が必要であるといった内容にしてもらいたい。例えば、「海域生物の生息・生育状況や地形及び地質の状況を『詳細に踏まえて』や『詳細に調査』等としてもらいたい。

(委員)

経産省のワーキンググループでの議論の最終的な結論がどのようになったかという点と、海底ケーブルに関する意見の文言の修正について、事務局の発言を求める。

(事務局)

経産省のワーキンググループについては、改めて事務局で確認し、必要な検討をしたいと考えている。

海底ケーブルに関する委員の御意見については、ケーブル敷設場所となる海底の状況について、詳細な調査が必要と読める表現とすべきという趣旨と理解した。については、「地形及び地質の状況を踏まえて」の部分と、「地形及び地質の状況を『詳細に』踏まえて」等、事務局で文言の修正を検討したい。可能であれば本委員会内で改めて提示したい。

(委員)

海底ケーブルの意見は、どちらかと言うと、「海域生物への影響」に重きを置いて言及したような内容となっている。おそらく委員の考えは、地形・地質の状況と海域生物への影響は別の意見とすることを求めるものではないのか。岩盤についても考慮して調査すること、これに加えて、海域生物への影響も調査することと、両方に対する意見だと読み取れることを求めたものと理解したがどうか。

(委員)

現状の意見では、「海域生物への影響」のみに言及した内容となっているが、地形・地質の調査は、その方法を含めて重要であるため、別の意見にすることが望ましいと思う。ただし、別の意見とせずとも「地形・地質を詳細に調査すること」と読み取ればそれでよいので、海域生物に関連させる方向にすればよいと思ったところである。

(委員)

事務局は、今の委員の発言に沿って、意見の修正を検討してもらいたい。

(委員)

人と自然との触れ合いの活動の場の項目で、多くの海水浴場がピックアップされており、海底ケーブルの陸揚げが予測される箇所を調査地点とすると記載がある。人と自然との触れ合いの活動の場の観点からも、ケーブルの陸揚げによる影響について、注意深く調査・予測を行い、回避策を提示してもらいたいと考えている。答申案に追加しにくいかもしれないが、海底ケーブルは人と自然との触れ合いの活動の場に対しても、影響を与えるという気になった点である。

(事務局)

今のような観点は、事務局は認識していなかったため、意見としていただいております。今

後、知事意見を提示する際などに、事業者と直接話す機会がある。その際に今のような観点についても考慮するよう伝えたいと考えている。

(委員)

わかった。

(委員)

修正箇所について、改めて確認する。

1点目は、「2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」の「(2) 騒音」の意見について、「騒音」を「騒音及び低周波音」に修正する点。

2点目は、「1 事業計画」の「(2) 海底ケーブルの敷設計画」の意見について、地形・地質の詳細な調査が必要であることを盛り込んだ表現となるように修正する点。これは、人と自然との触れ合いの活動の場の観点においても非常に重要であるため、しっかりとした調査が求められている。

以上が修正箇所となるが、修正には時間が掛かりそうか。

(事務局)

検討する時間をいただきたい。

この後の議題2の審議中に、並行で修正案を検討する。議題2の審議が終了したら、検討結果を伝えたい。

○議題(2)の審議終了後

(委員)

議題1の答申案の修正の状況はいかがか。

(事務局)

検討したが、洋上風力発電の意見ということもあり、他の区域に対しても大きく影響する可能性もあるため、慎重に検討させていただきたいと考えている。したがって、本委員会では示さず、後日、答申案を示させていただきたいと思っている。

全委員に確認していただいた上で、最終的には委員長及び副委員長に了承いただき、答申とすることを考えている。

(委員)

わかった。

## 議題（２）（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（審議）

○事務局より資料２－１から資料２－５について説明。

（委員）

資料２－３の見解書について、県条例において何故このような手続きをとっているかを説明いただきたい。

（事務局）

県条例での手続き上、準備書の縦覧開始から完了後１５日間は、住民等から準備書に対する環境の保全の見地からの意見を受け付けることとされ、意見があった場合は、事業者あるいは都市計画決定権者は、見解書を作成することにより、意見に対する見解を示すこととされている。

また、県条例では見解書も縦覧することとされている。本件の見解書は都市計画決定権者の見解を示したもので、１月２０日まで縦覧中である。

（委員）

資料２－２のNO. ８の悪臭の意見について、前回の委員会では、悪臭防止法においては、苦情が発生してから対応することになるので、その際に発生源などの原因が特定できるよう、煙突等で測定できるようにしてほしいと申し上げたところだった。

今回の事業者の追加回答では、煙突で測定可能とすることに加え、年に２回測定することとされており、このことは予防的措置の観点から非常に良いことだと考える。

（委員）

現地調査に参加した際、本件は周辺の状況との関係から特殊な事例と感じたところであり、大気汚染の観点から注意が必要と考えている。改めて地図上で見ると、煙突から周囲の宅地エリアまでの距離が最短で８０メートルにあるという状況である。

資料２－２のNO. ３１については、過去に大気の常時観測を施設から比較的近い場所

で行っていたと聞いたので、その結果の概要をお知らせいただくよう依頼したものである。依頼の結果、観測していた2箇所での平成24年から26年の測定結果をまとめた表を、事務局を通じて提供いただいたところだったが、その表が今回の委員会資料に含まれていない。測定結果を正式な委員会資料に含めていただきたい。また、この2箇所の測定局について、大気の常時監視測定局だったのかという点と、測定が行われなくなった経緯を説明いただきたい。

住宅地との距離が近いので、煙が臭い、洗濯物が汚れる、粉じんが飛んでくるといった苦情があったのか、わかれば教えていただきたい。

航空法による制限があるため煙突を高くできないとの説明だったが、本当に今の計画以上に高さを上げる余地がないのか確認したい。

(事務局)

事業者でないとわからないこともあるので、いったん事務局で預かり、事業者を確認する。

(委員)

準備書の7-123ページの表7-2-1-78の短期高濃度の予測結果について、例えば、微小粒子状物質(以下「PM<sub>2.5</sub>」)の全国での年間平均値は、 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 程度だが、浮遊粒子状物質(以下「SPM」)の本件での接地逆転層崩壊時の最大着地濃度は、 $118\mu\text{g}/\text{m}^3$ と予測されている。通常時の約10倍の粉じんが飛んでくると考えると、かなり高い数値と思われる。

そう思われる中で、準備書では、最大着地濃度が環境基準値より低いため問題ないと評価している。この評価について、環境基準と値の大小を比較するのがアセスの通例かと思う一方で、このレベルで許容していいものかと不安も感じている。SPMの環境基準は非常に古い時代のものであり、かなり緩いため、いまだにその基準だけで評価して良いのかと感じた。県の見解を伺いたい。

(事務局)

アセスは事業者が実施するものであるため、予測結果が少し高めであったことを踏まえ

て、論点整理の資料に記載した意見のように、一層の環境影響の回避又は低減を求めていくという形にするしかないかと考えている。また、結果が適切なものか、安全側で予測されていると思うが、もう一度、我々でも確認させていただきたい。

(委員)

基本的には了解した。なお、SPMだけでなく二酸化窒素なども低い数値ではないと感じている。場合によっては追加的な措置を講じる必要があるのではないかとの印象を受けている。

(委員)

現地は、地形がすり鉢状になっていて、かつ住宅が非常に密集しているため、環境負荷の観点からは、特別に対応しなければならない環境だと認識している。この事業では、他の事業と比べて、大気質に係る事後調査やモニタリングを特にしっかりと行う計画になっているか。

(事務局)

準備書の9-2ページに、事業活動が定常状態になってから1年間、四季の事後調査を行うなど、供用時のモニタリングの計画について記載されている。

(委員)

事後調査やモニタリングの結果、基準値を超えた場合に処理量を減らすなど、事業の進め方や施設の運用を変える必要があると考える。準備書にそうした計画は記載されていないと思うが、そうした対応を求めることはできるか。

(事務局)

準備書の7-124ページの大気質の環境保全措置において、事後調査やモニタリングの結果を受けてということではないものの、対応が一般論として記載されている。こうした施設の場合、定めた目標値を超過した場合の対応の想定まで内々にあると思うが、一般的に環境保全措置には書き込まないと思われる。

(委員)

先ほど事務局から発言のあった、回避又は低減を求めると記載した箇所は、どの資料のどこに記載されているか。

(事務局)

資料2-5の「2. 全般事項(1)」である。一般的な言い方になってしまうが、利用可能な最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避又は低減に努めることと記載している。

この意見について、先ほどの委員からの御指摘を踏まえて、例えば、背景などを追記する対応が考えられる。

(委員)

以前、本事業の方法書手続きで現地調査をした際に、これだけの住宅密度がある場所に、なぜこの施設があるのか疑問に感じたところだった。本事業は、旧施設の敷地に場所があるから新施設を建てるという計画だが、もともと旧施設を建てた際には、ここまで住宅がなかったという認識でよいか。

(事務局)

準備書の7-295ページにある当時の航空写真で確認できる。松戸市側は幾つか住宅が点在しているが、北側の柏市側は、住宅はほぼない状態だった。

(委員)

それでは、事業特性において、「旧施設が建設された時点では周りに住居が密集してなかったが、その後、宅地造成が進み、現在は施設の非常に至近距離に住宅がある」という、同種の施設ではあまりない特異な環境である点を盛り込んだ上で、特に配慮するよう事業者意見したらどうか。

(事務局)

事業特性にするか、あるいは意見の中に背景として書き込むか検討させていただく。

(委員)

本件は、自治体の行政界付近でのまちづくりで起きる弊害を背景とした、都市計画制度の隙間の問題・欠陥であり、環境政策というよりは都市計画における重要な課題だと思う。本件は市街地の開発事業という位置づけがあるため、開発や移転などの部分について意見することは越権であり難しいと思うが、開発の事業理念としては環境配慮が必要との考えはあると思われ、また、アセスの対象となっていることから、市街地内の事業として十分環境に配慮するよう意見することは、アセス委員会の所掌の範疇に含まれると考える。

また、本件の事業地は住宅が非常に密接しているが、松戸市は歴史的に環境や造園といった分野に非常に長けている都市であること等を踏まえると、緑を保全し共存するといった、環境に配慮したまちづくりが当然に行われるエリアでもある。本件では、そうした背景を踏まえ、現状のアセス制度の範疇で、どのように周辺環境に配慮するよう仕向け、方向性を示していけるかの方法論がポイントになると感じている。

さらに、答申について、単に環境基準を守ればよいというスタンスになってしまわないように、どのような内容とすべきかが非常に難しい案件だと感じる。何かよい意見があれば伺いたい。

(委員)

S PMの環境基準はかなり古く、1970年代頃に作られたものであるが、その基準値は $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 程度だったと思う。それに対し、PM<sub>2.5</sub>の基準は年平均値で $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、PM<sub>2.5</sub>とS PMは似た物質だが、基準値に大きな差がある。アセスも古い基準が適用されたまま行われているのだと感じている。

本件において年平均値を評価した際、排ガスの着地濃度の計算結果とバックグラウンドの値を足すと、ほとんどバックグラウンドの影響が強い結果になった。一方、短期影響を評価した際、特に高濃度となる気象条件のときは、PM<sub>2.5</sub>の10倍の濃度のS PMが到達する結果となり、他の数値が低い中で高い数値を示したことに意味があると思う。

アセスメントの方法論を変えることは無理であっても、例えばS PMの環境基準値との比較だけでなく、PM<sub>2.5</sub>の環境基準値と比較することも一つの方法だと思われ、年平均値だけでなく、日平均値や1時間値などで評価することも考えられる。特定の風向のときに、におう、洗濯物が汚れるなど、周辺住民が何か感知する状況があると思われるので、短期的な評価がある程度必要と思う。

(事務局)

御意見を参考に検討させていただく。

念のため補足するが、御指摘のあったS P Mの予測結果については準備書の7-123ページに記載されており、接地逆転層崩壊時で少し高い値となっているが、これは1時間値と比較する短期的な高濃度であって常に続くものではなく、また、出現頻度も少ないとまとめられている。

(委員)

そのことは理解している。なお、準備書を再確認したところ、日平均値の予測結果も高い数値だと思う。

(委員)

準備書での予測評価結果は、現状での最新の施設や技術を採用したことを前提としているのか、それとも事業予算の中で採用可能な最良の施設等を前提としているのか伺いたい。

(事務局)

予測評価は事業者として取り得る最善の施設等を採用した前提で行われたものと考えているが、基本的な考え方は事業者が考えるものであるため確認する。

(委員)

技術的に環境影響を低減可能ということであれば、事業者としてはそれを採用した計画を示すことが、アセスの本質的な考え方だと思うが、一方で現実の財政予算等との折り合いをどうすべきかということも考えねばならない。事業者は、それらの検討を行う中で、施設の設備をもう少し工夫し、事業内容を見直し、採算がとれるようにしていくものだと思う。そして、その検討が住民参加と合意形成につながる。

本件の住民意見では、老人福祉センターが旧施設と併せて廃止されることにより、利便性がなくなることについての意見が多いようだが、従来、焼却施設の設置の際は、余熱を使った老人福祉センター的な憩いの場を作ることが多かった。海外では焼却施設は嫌悪施設として扱われず、北欧などでは住民の生活の中に取り入れて、住民と密接した関係で有意義に使われている。本件においても住民意見を前向きに捉え、環境面の公害防止に繋げ

るとともに、地域住民に生活面の利便性を与える施設とする検討も、本来あって然るべきではないかと思う。将来的に施設を設置し50年間稼働していくことになるので、そういう面も含めて大局的に検討した上で結論を出すことが、アセスの本来の姿であり、今回、施設の立地場所として非常に厳しい中で最善の策ではないかと考えている。

(委員)

各委員から発言があったように、大気質について、発生頻度は非常に少ないものの、特殊な条件下では環境負荷が高い予測結果が出ているが、それでも現行の環境基準を満たしているというジレンマがある。また、本来予算をかければ技術的に環境負荷が低減可能であっても、アセスの中では経済的な側面からは踏み込むことが出来ないというジレンマもあり、さらに本事業は公共事業であり税金が使用されることになるので、税金を投入しての費用対効果という点でも、これ以上踏み込むことはできないジレンマもある。

一方で、長くこの場所に残る施設であることや、周りが住宅密集地という特異な環境であることから、そのようなニュアンスを込めて、事務局には答申案を作っていただきたい。

(委員)

技術的に追加でできることもあると思う。高さ制限により煙突を高くできないのであれば、排出ガスを追加処理するしかないが、追加処理できる可能性があるのなら検討していただくことが一番良いと思う。

(委員)

資料2-2の2ページの(2)ウは非常にあっさりした記載内容だが、記載する目的は、猛禽類の生息が確認されていることについて事業者に注意を促すことだと思う。準備書の記載から、ツミがかなり近くに生息していることが確かなため、この場所で繁殖するかはわからないものの、その可能性があることを踏まえて、十分に配慮が必要であるといった記載を加えていただきたい。それにより、事業者に危機感をもっていただくことが重要と思う。

(事務局)

状況を確認し、もう少し懸念が伝えられるような表現を考えたい。

(委員)

資料2-5の3ページの3(2)について、雨水浸透対策を促進するように求めることは非常に良いことだが、敷地内に土壤汚染が確認されている点と、この施設自体が汚染物質の発生源になり得ることから、浸透の際に地下水汚染や、汚染の流出に留意するよう文言に加えてはどうか。

(事務局)

土壤の意見とのバランスも含めて検討する。